



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 荏原製作所
代表者名 代表執行役社長 前田 東一
(コード番号6361 東証第1部)
問合せ先 ガバナンス推進部長 江口 修
(電話 03-3743-6111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 23 日に開催予定の第 152 期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、事業のグローバル化が進展する中、グループとして決算期を 12 月末に統一し業績等経営情報の開示をさらなる適時・適切化を図ることを目的として、平成 28 年 10 月 12 日開催の取締役会において、本株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件に決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議し、同日に開示しました。

当該決算期変更のためには定款変更が必要なため、本株主総会に付議するものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款第12条（招集）、第13条（定時株主総会の基準日）、第36条（事業年度）、第37条（剰余金の配当の基準日）に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第153期事業年度を平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヵ月間とするため、経過措置として附則を設けるものであります。定款変更の具体的な内容については、「【別紙】定款変更の内容」のとおりです。

3. 日程

第 152 期定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 23 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>第14条～第35条 (条文省略)</p> <p>(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月30日とする。 3 (条文省略)</p> <p>第38条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>第14条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月30日とする。 3 (現行どおり)</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>第1条</u> <u>第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第153期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヵ月間とする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第37条(剰余金の配当の基準日)第2項の規定にかかわらず、第153期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は、平成29年9月30日とする。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>前2条及び本条は、第153期事業年度の終了をもって、これを削除する。</u></p>